

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

（2018年6月15日 閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項 6. 投資等分野 （8）エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進） ⑥ガス小売市場における競争促進（LNG 基地の第三者利用の促進） 42 ページ抜粋

36	ガス小売市場における競争促進（LNG 基地の第三者利用の促進）	<p>LNG 基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられる LNG 基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。</p> <p>b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。</p>	<p>a:平成30年度検討開始、平成31年度結論</p> <p>b:平成30年度検討・結論・措置</p> <p>c:平成30年度措置</p>	経済産業省
----	---------------------------------	--	--	-------

(参考) 規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～

(2018年6月4日 規制改革推進会議)

Ⅲ 各分野における規制改革の推進 (8) エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進) ⑥ガス小売市場における競争促進(LNG基地の第三者利用の促進) 58, 59ページ抜粋

ガスシステム改革において、LNG基地の第三者利用が制度化され、一定のLNG基地については、ガスを受託製造する際の約款の届出や、LNGタンクの容量等の公表が義務付けられた。また、「その他のLNG基地」についても、「適正なガス取引についての指針」(平成29年2月6日公正取引委員会・経済産業省)において、利用要領の策定や情報の公開等を行うことが望ましいとされた。

しかし、現状では、基地に関する情報開示が不十分であり、利用者側は事業予見性を持ちにくい。また、地方都市でタンクローリーによる卸受けをするなど「その他LNG基地」を利用した新規参入の機会も限定されている。

今後、ガス供給への新規参入、調達や配送の大口径化・効率化、中国等とのトレーディングの増加などによってLNG基地の第三者による利用ニーズは高まると見込まれる。このため、基地の新設のみならず、既存基地の余力を活用して稼働率を高め、第三者利用を促進していく必要がある。したがって、LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。

b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。

c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。

【a:平成30年度検討開始、平成31年度結論、b:平成30年度検討・結論・措置、c:平成30年度措置】